

桶川市人権教育基本方針

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利であります。しかし、社会的身分、門地、人種、民族、信条又は性別、障害等による不当な差別事象が今なお見られます。また、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々やHIV感染者等、さらにインターネットや北朝鮮当局による拉致問題等をめぐる様々な人権問題の解決が重要な課題となっています。そして、これらに加え、災害時における人権への配慮についても新たな課題となっています。

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。人は、生まれながらにして自由であり平等であり、個人として尊重されることは、人類普遍の原理です。すべての人々の人権が尊重され、人々が共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠です。

桶川市は、平成6年に「人権尊重都市宣言」を行い、お互いの人権を尊重し、差別のない平和で明るい社会をめざす「人権が尊重されるまちづくり」を進めています。その実現に向けては、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、これを実践していくことが必要であります。

桶川市教育委員会は、「日本国憲法」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)さらに、「埼玉県人権施策推進指針」(平成24年3月改定)「埼玉県人権教育推進プラン」(平成15年3月作成)に基づき、次のように「桶川市人権教育基本方針」を定め、学校、家庭、地域、職域、その他、様々な場や機会を通して、積極的に人権教育を推進します。

1 市民一人ひとりが主体となる人権教育

市民一人ひとりが、人権の意義やその重要性を知識として正しく理解し、確実に身につけるとともに、自らの課題として人権問題の解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進します。

2 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階に応じ、学校教育と社会教育において、相互の連携を図りながら生涯を通じて人権教育を推進します。

3 人権感覚をはぐくむ人権教育

人権尊重の理念を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身につけた市民の育成を図る人権教育を推進します。

4 共生の心を育てる人権教育

自他の人権を正しく理解し、相互に人権を尊重しあう共生の心を育てる人権教育を推進します。

平成24年5月11日

桶川市教育委員会